



# BLOSSON サッカースクール 規約

## 第1条(名称)

本スクールは、BLOSSON サッカースクール(以下本スクール)と称する。

## 第2条(所在)

本スクールは茨城県つくば市東光台 3-20-2(BLOSSON FOOTBALL PARK 内)に主たる事務所を置く。

## 第3条(目的)

本スクールはサッカーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツの楽しさや正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 第4条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- (3) BLOSSON サッカースクールの会員として認められた者。

## 第5条(入会手続)

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

※初回参加月会費+年会費+スポーツ保険代の支払い確認が取れ次第、入会となります。

## **第6条(会費について)**

### ◆年会費

別に定める年会費を毎年度に納入するものとする。

### ◆月会費

別に定めるコース別の月会費を毎月納入するものとする。(翌月分の月会費を納入)

### ◆スポーツ安全保険

入会と同時にスポーツ安全保険へ必ず加入するものとする。

加入手続きはスクール事務局で行い、加入料は会員負担とする。

(保険加入料950円、期間は保険料納付日の翌日より入会年度末3月31日まで)

※新年度の更新時は、800円

一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いて返金しないものとする。

## **第7条(会費等の支払)**

月会費を含む諸費用は別に定め、当スクールの指定する方法(クレジットカード決済)で支払うものとします。諸費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であるため、一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは当スクールが認める場合を除き、返還しません。

## **第8条(会費の滞納)**

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、または当該スクール生を退会させることができる。

## **第9条(指導内容)**

本スクールは指導指針を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

## **第10条(練習日及び時間)**

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前に本スクールホームページにて通知する。

## **第11条(振替制度)**

振替制度とは、スクールを〈自己都合での欠席〉または〈施設都合(天候不良など)による中止〉となった参加日を別曜日クラスに振替参加できる制度である。

### ◆自己都合での欠席の場合

1. 原則、会員システム *hacomono* からスクール開始1時間前までに欠席連絡することで振替が可能となる。  
それ以降の連絡、または無断欠席の場合は、振替が不可となる。

2. 私用、体調不良、ケガなどの欠席も振替の対象となる。

◆振替可能回数

週1回コース … 月1回まで可能

週2回コース … 月2回まで可能

◆施設都合・天候不良による中止の場合

施設都合・天候不良などでスクールが中止となった場合には、スクール開始1時間前までに BLOSSON ホームページに掲載 + 保護者へのメールまたはBANDアプリでお知らせする。

◆振替予約方法

会員システム *hacomono* から振替予約

◆振替可能期限

原則、振替は欠席した日の3ヶ月後の月末までとし、それ以降は無効とする。

(例:10月13日に欠席した場合 → 1月31日まで振替可能)

\*期限が過ぎてしまった振替、またはスクール休会、退会後の振替参加は、受付不可とする。

◆前振替について

自己都合欠席の振替をする場合に【前振替】として欠席日の1週間前から振替参加することができる。

◆注意事項

1. 振替参加日決定後の日程変更は、1回まで可能

2. 振替参加当日の体調不良や私的都合による欠席の再振替も1回まで可能

※振替制度はスクール回数を保障するものではなく、サービスの一環として利用しておりますので、何らかの理由で振替ができない場合の会費の返金や期間の延長はしません。

## 第12条(曜日変更)

1. スクール生が自己都合により受講クラスの曜日変更を希望する場合は、事務局へ変更を希望する「前月20日まで」に連絡し、当スクールの承認を得るものとする。

2. 原則、曜日変更は「年1回まで」とする。

※スクール開催回数は年41回となります。

## 第13条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。

- (2) 本スクールの目的に沿うよう努めること。
- (3) 『BLOSSON サッカースクール規約』及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
- (4) 練習及び試合に際して、本スクールが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

#### **第14条(休会)**

- (ア) 本スクールの休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以下休む場合をいう)を希望する場合は、「前月10日まで」に事務局まで連絡しなければならない。
- (イ) 休会期間は3ヶ月以内とし、休会期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- (ウ) 休会期間中の会費等の納入については発生しない。

#### **第15条(退会)**

退会を希望するスクール生は、退会希望月の「前月10日まで」に所定の方法により、その旨を届け出なければならない。

#### **第16条(スクール生の変更事項)**

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、「各種変更届」により速やかにその旨、届け出なければならない。

#### **第17条(除名)**

本規約に違反する等、BLOSSON サッカースクール生として相応しくないと認めた者に対し、本スクールは退会させることができる。

#### **第18条(事故の責任)**

1. スクール生は、本スクールが行う、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生は本スクールが指定するスポーツ安全保険に必ず加入するものとする。

#### **第19条(休校・閉鎖)**

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となった事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

## **第20条(写真・映像の使用)**

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を BLOSSON サッカースクールホーム  
ページ、その他 SNS などのプロモーションに使用する場合がある。

## **第21条(個人情報の取り扱い)**

本スクールは、法令を遵守し、当スクールの活動目的以外には個人情報は使用しない  
ものとする。また、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

## **第22条(細則)**

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

## **第23条(発効)**

本規約は2018年1月1日より発効するものとする。

## **第24条(改定)**

2019年7月23日

2020年10月1日

2021年3月1日

2021年4月1日

2022年6月13日

2023年6月1日

2023年7月13日

**BLOSSON**